

## 関係法令・通知（抜粋）

### 《医療法（昭和 23 年法律第 205 号）》

（開設許可）

#### 第 7 条

- 3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

（診療所における診療体制の確保等）

### 《医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）》

（診療所の病床設置の届出）

- 第 3 条の 3** 法第 7 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けずに診療所に病床を設けた者は、当該病床を設けたときから 10 日以内に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（開設後の届出）

- 第 4 条の 2** 病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者は、病院、診療所又は助産所を開設したときは、10 日以内に、開設年月日、管理者の住所及び氏名その他厚生労働省令で定める事項を、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前項の者は、同項の規定により届け出た事項のうち、管理者の住所及び氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、10 日以内に、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

### 《医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）》

（開設許可の申請）

#### 第 1 条の 14

- 5 法第 7 条第 3 項の規定によって病床の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項（当該許可の申請が一般病床のみに係るものである場合においては、第 3 号に掲げる事項に限る。）を記載した申請書を当該診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 医師、看護師その他の従業者の定員
- (2) 法第 21 条第 2 項第 2 号に掲げる施設及び第 21 条の 4 第 1 項に掲げる施設の構造設備の概要
- (3) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

- 6 診療所に病床を設置した者が、法第7条第3項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項各号に掲げる事項（当該許可により当該診療所に一般病床のみを有することとなる場合においては、第3号に掲げる事項に限る。）とする。
- 7 **法第7条第3項に規定する厚生労働省令**で定める場合は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。
  - (2) 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。
  - (3) 前2号に規定する診療所に一般病床を設置した者が、第5項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床又は一般病床の病床数を増加させようとするとき（次号に掲げる場合を除く。）。
  - (4) 診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が、第5項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床若しくは一般病床の病床数を減少させようとするとき又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更しようとするとき。
- 8 前項第1号又は第2号までに掲げる場合に該当し、診療所に療養病床又は一般病床を設けた者が、令第3条の3の規定により、都道府県知事に届け出なければならない事項は、第5項第各号(当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同行第3号)に掲げる事項とする。
- 9 第7項第3号から第4号までに掲げる場合に該当し、療養病床若しくは一般病床の病床数又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更し、又は療養病床に係る病室の病床数を変更した者が、令第4条第2項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第5項第各号(当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同行第3号)に掲げる事項とする。

## 《「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正について（平成29年3月31日付け医政発第0331第58号医政局長通知）》

### 1 改正の概要

診療所の病床については、許可ではなく届出により病床設置が可能となる場合として、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所等として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとする場合として、平成30年4月1日からは、地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号第2条第1項）に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所等として、

都道府県医療審議会の意見を聞いて都道府県知事が認める診療所に療養病床又は一般病床を設けようとする場合とすること。

## 2 改正後の国通知「良質な医療を提供する体制の確立を図るために医療法等の一部を改正する法律の一部施行について」の内容（抜粋）

### 第二 改正内容

#### 2 診療所の病床設置に関する都道府県知事の許可

- (1) 診療所に療養病床又は一般病床を設けようとするときは、(3)に掲げる場合を除き、都道府県知事の許可を受けるものとする。
- (2) (1)の許可を受けようとするものは、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号。以下「平成29年改正省令」という。）第1条の14第5項各号に掲げる事項（当該申請が一般病床のみに係るものである場合においては、同行第3号に掲げる事項に限る。）を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

#### (3) (1)の許可を受けることを要しない場合として、次に掲げる場合を定めるものであること。

ア 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

イ 都道府県知事が地道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

- (4) (3)アからウまでに掲げる場合に該当し、都道府県知事の許可を受けずに病床を設置した者は、病床を設置したときから10日以内に、都道府県知事に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を届け出るものとする。（令第3条の3関係）
- (5) (4)の届出を行うべき事項を、病床数及び病床数の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数とすること。

#### 3 診療所の病床数等の変更に係る都道府県知事の許可

- (1) 診療所に病床を設置した者は、次の事項を変更しようとする場合には、(2)に掲げる場合を除き、都道府県知事の許可を受けるものとする。ただし、当該許可に基づく変更により一般病床のみを有することとなる場合においては、ウの事項のみ許可を受けるものとする。

ア 医師、看護師その他従業員の定員

イ 法第21条第2項第2号及び第3号に掲げる施設及び第21条の4第1項に掲げる施設の構造設備の概要

ウ 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

- (2) 診療所の病床を設けた者が、(1)の都道府県知事の許可を受けることは要しない場合として、次に掲げる場合を定めるものであること。

- ア 2 (3)ア又はイに掲げる診療所の療養病床又は一般病床の病床数を増加させようとするとき。
- イ 診療所に療養病床又は一般を設置した者が第5項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床若しくは一般病床の病床数を減少させ又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更しようとするとき。
- ウ 診療所に療養病床を設置した者が、第5項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床に係る病室の病床数を減少させようとするとき。
- (3) (2)ア又はイに掲げる場合に該当し、都道府県知事の都道府県知事の許可を受けずに(1)の事項を変更した者は、当該変更をしたときから10日以内に、都道府県知事に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を届け出るものとする。
- (4) (3)の届出を行うべき事項を、平成29年新省令第1条の14第5項各号(当該診療所が一般病床のみの場合にあっては、同項第3号)に掲げる事項とすること。

### 第三 留意事項

#### 1 第二2ア及びイに掲げる都道府県知事が認める診療所について

- (1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所とは、次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。
- ア 在宅療養支援診療所に機能（訪問診療の実施）
- イ 急変時の入院患者の受け入れ機能（年間6件以上）
- ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
- エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）
- オ 当該診療所内において看取りを行う機能
- カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）
- キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
- (2) へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において両椎津克適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1)以外の診療所であって、「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知）の別添「へき地医療対策等実施要綱」に示される設置基準に基づき設置するへき地診療所（入院機能を必要とする診療所に限る。）等の地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。
- (3) (1)及び(2)の診療所については、療養病床の場合であっても届出による設置又は増床が可能であること。
- (4) (1)又は(2)の診療所に該当するか否かについては、必要とされる医療に関する地域の実情を踏まえて検討する必要があることから、届出の前に事前計画書等の提出を求める等の方法で確認するとともに、都道府県医療審議会の議を経るものとする。